**平成２６年（フ）第３０７号**
新潟市東区東明４丁目２―22　板井貸家　７号棟、住民票上の住所新潟市北区仏伝70番地５
債務者　東海林　隆
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３１３号**
新潟市西蒲区仁箇2745番地88
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３１５号**
新潟市東区空港西２丁目13番14号　レオパレスａｉｒｐｏｒｔ301号
債務者　笠井　麻依
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３１８号**
新潟市西区五十嵐中島４丁目６番13号
債務者　金沢　俊文
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３３６号**
新潟市東区東中野山７丁目１番６号　クレセント・ダディー Ｂ棟105
債務者　田中　英夫
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２７５号**
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地69
債務者　中村　祐治
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第２７６号**
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地69
債務者　中村とし子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第１４７号**
長野市新諏訪２丁目７番３号　メゾンロシニョール101
債務者　久保　直哉
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　長野地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１９４号**
長野県木曽郡木曽町日義4291番地
債務者　奥原　則子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第１９８号**
長野県松本市浅間温泉２丁目14番31号　マルベリーヴィラＢ―102
債務者　遠山　仁志
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第１９９号**
長野県松本市浅間温泉２丁目14番31号　マルベリーヴィラＢ―102
債務者　遠山真起子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第２００号**
長野県塩尻市大字広丘吉田340番地５　フォーブル太田Ａ101
債務者　山本真由美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第２０１号**
長野県塩尻市広丘吉田3252　レオパレスナイアガラⅡ101号、住民票上の住所長野県伊那市高遠町西高遠1807番地
債務者　久保田裕美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第５７号**
岐阜県加茂郡八百津町和知104番地　ウィステリアＷＩＮＤ101号、前住所岐阜県可児市大森1501番地819
債務者　上田　健治
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２６年（フ）第１４号**
神戸市西区王塚台５丁目３番地の２　雄姿Ⅱ105号、前住所神戸市西区持子２丁目57番地
債務者　リカーショップうえのこと　植野　光弘
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２００号**
神戸市西区学園西町７丁目１番地　732―506号、前住所神戸市西区桜が丘東町６丁目13番地の10
債務者　木畑　正幸
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係